


所 管 部 課		総務部 職員課	部 長	広 沢 光 政		
件 名		東大和市職員労働安全衛生管理規則の一部を改正する規則について				
			区 分	○	1 審議事項	2 報告事項
関 係 事 項	条 例					
	規 則					
部 課	機 関					
	機 関					
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市立みのり福祉園が閉園になることに伴い、東大和市職員労働安全衛生管理規則の別表第1に定められた「東大和市立みのり福祉園」の項を削除及び文言整理するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 別表第1の事業場から「東大和市立みのり福祉園」の項を削除する。</p> <p>(2) 施行日 平成28年10月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。